

事業復興型雇用創出助成金【雇入費】 平成28年度 第1期実績報告手続きについて

実績報告について

本助成金は、認定を受けた対象労働者の雇用実績(出勤・賃金の支払など)に基づいてお支払いをするため、出勤簿や賃金台帳などの確認を行います。この確認のための必要書類を提出して頂くことが、実績報告です。

平成28年度に新規に認定された事業所様については、円滑に助成金手続きを進めるため、平成28年度分に限り、2回実績報告を提出していただきます。今回は1回目(第1期)の実績報告を提出していただきます。

- ◆ **提出対象事業所：平成28年度新規に認定を受けた事業所
(12月末までに認定を受けた事業所)**
- ◆ **【第1期】(対象期間)平成28年4月1日から平成28年11月30日までの実績
(提出〆切)平成29年1月31日(火)消印有効**
- ◆ **【第2期】(対象期間)平成28年12月1日から平成29年3月31日までの実績
(提出〆切)別途ご案内いたします**

※ 助成金は、第2期実績報告を終了してからの支払いとなります。第2期(平成28年12月1日から平成29年3月31日)分の実績報告は、別途ご案内します。

※ **実績報告の提出がない場合**、実績が確認できない場合、労働基準法等関係法令違反が疑われるような場合は、助成金をお支払いできない場合がございますので、ご注意ください。

提出書類 認定されている労働者分についてご提出ください

- ① 様式第3号「平成28年度事業復興型雇用創出助成金【雇入費】実績報告書」
- ② 様式第3号別紙「助成対象労働者に関する報告書」
- ③ 様式第8号「助成対象労働者一覧」(裏面は不要)(11月30日現在)
- ④ 賃金支給状況等確認書
- ⑤ 欠勤理由確認書(④で各月の欠勤時間が所定労働時間の2割を超える労働者分のみ)
- ⑥ 雇用契約書または労働条件通知書の写し(※1)
- ⑦ 出勤簿(タイムカード)、賃金台帳の写し(※2)
- ⑧ 支給対象期間の36協定書、変形労働時間制に関する協定書等の写し(初回申請時から更新があった場合のみ)
- ⑨ 離職者の雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の写し(※3)
- ⑩ 「事業復興型雇用創出助成金に係る申請書等記載事項変更届出書」(事業所情報等に変更がある場合)



【重要】

岩手県の最低賃金が平成28年10月5日以降716円に改定されています。改定後のものをご提出ください。

※1 在職・離職に係わらず、様式第8号「助成対象労働者一覧」に記載されている全労働者分を添付してください。

なお、更新や条件変更などがあった労働者については、提出済のものを除くすべてのものを添付してください。

※2 出勤簿・賃金台帳については、必ず平成28年11月30日まで(賃金台帳は11月30日分の賃金支払いが確認できるもの)の分を提出ください(離職者は離職日までの分)。

※3 平成28年11月30日までに離職者がいる場合、変更申請の手続きが必要です。

【書類送付先】

〒020-0021 盛岡市中央通1-7-25 朝日生命盛岡中央通ビル 3F

岩手県 事業復興型雇用創出助成金事務センター 行き TEL 019-601-5263

(受付時間 平日 9:30~12:00 13:00~16:30)